

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年10月9日（金）午後3時00分～3時20分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏		
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦	—	—

4. 欠席委員 (1名)
 13番、速水 保

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 会議書記の指名
 第3 議事案件

- 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件
 議第2号 農地法第18条第6項規定による通知の件
 議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画
 について
 議第4号 その他
 1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
 2) 農業経営主の変更について

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 仲川博通
 事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から10月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。なお、速水委員さんからは、まだ入院中とことですので、本日欠席との連絡を頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に15番、中江委員さんと16番、藤岡委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今

から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は農地を農地として耕作するために贈与及び売買による所有権移転に伴う異動でございます。

番号1番申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)285㎡、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)288㎡、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)264㎡、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)244㎡、譲受人□□市□□、□□□□(持分□□)□□市□□、□□□□□(持分□□)譲渡人□□市□□、□□□□、権利の種類は贈与による所有権の移転で、申請理由は後継者育成のためでございます。また、耕作地面積は2,208㎡と下限面積は満たしています。

番号2番申請地、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)571㎡、譲受人、大字□□□、□□□□、譲渡人□□市□□町□□□□、権利の種類は売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。また、耕作地面積は4,007㎡と下限面積は満たしています。以上、第1号議案につきましては2件の申請で、申請に伴います書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明いたします。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況や世帯員の人数、また、取得する農地も含めて、すべての農地を耕作することとありますので、それぞれ今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、譲受人が耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、いずれも申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、それぞれ取得後も引き続き農作業に従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、いずれも申請書の内容及び本人からの聴取によりましては従来どおり支障がないものと考えます。以上、番号1番、2番については農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご意見、ご質問、異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、第1号議案については委員会処理に決定致します。続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明いたします。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより当委員会に通知があったものでございます。番号1番申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,234㎡、借受人、大字□□、□□□、貸出人、大字□□、□□□□□承継人□□□□、解約理由は高齢のためでございます。番号2番申請地□□□□□町□□□□□番□(地目)田(面積)1,073㎡、借受人□□□□□町□□□□□承継人□□□□□、貸出人□□市□□区□□□□、解約理由は耕作不能のためでございます。番号3番申請地□□□□□町□□□□□番□(地目)田(面積)1,064㎡、借受人□□□□□町□□□□□承継人□□□□□、貸出人□□郡□□町□□□□、解約理由は耕作不能のためでございます。以上、第2号議案につきましては3件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問等がないようですので、第2号議案は事務局処理と致します。続きまして、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者□□市大字□□□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,257㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,036㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、水稻での利用でございます。利用期間は平成28年1月1日から平成33年12月31日までの6年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認いただければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせて頂きましますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。ご質問等がないようですので、採決致します。第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に入ります。議案第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされたものであり、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）1,915㎡、申出者、大字□□、□□□□、買取り申出事由の生じた者、大字□□、□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。

番号2番、買取り申出の農地□□□丁目□□□番地（地目）田（面積）1,111㎡、買取り申出者□□□丁目□□□□、買取り申出事由の生じた者□□□丁目□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。

番号3番、買取り申出の農地□□□□町1361番地（地目）田（面積）1,120㎡、

□□□□町□□□□番□（地目）田（面積）1,274㎡、申出者□□□□町□□□□、
買取り申出事由の生じた者□□□□町□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためで
ございます。なお、その他申請書類は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認
をするにつきましては、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、いずれも平成27年9
月14日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、いずれも本
人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を現地調査により、本人が農地と
して耕作されている事の確認、さらに、いずれの方もそれぞれ本人が農業に従事されていたこ
との確認をしています。以上の審査の結果、番号1番については阪口光雄さんが、番号2番に
ついては堀川静夫さんが、番号3番については長谷川吉男さんがそれぞれ生産緑地法第10条
に基づく農業の主たる従事者であるとの判断をしています。決定を頂きますと、それぞれの申
出者に証明書を交付致しますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などの
ある方は挙手でお願い致します。

（意見、質問なし）

議 長 　ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議案第4号、その他の1番につい
て原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第4号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次
に議案第4号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第4号、その他の2番、農業経営主変更届について説明致します。

番号1番新経営主□□町□□ □、旧経営主□□町□□ □、経営農地、大字□□、□□番
地（地目）田（面積）768㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）320㎡、□□町
□□番□（地目）田（面積）2,573㎡、□□町□□□番□（地目）田（面積）1,322
㎡、変更理由は、高齢のためであります。以上、農業経営主変更届につきましては1件の届出
であります。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件について何かご意見ご質問等ございま
せんか。

（意見、質問なし）

議 長 　ご質問などが無いようですので、委員会処理に決定致します。議案審議につきましては以上
でございます。皆さん、他に何かございますか。ないようですので、委員の皆様方には大変ご
苦労様でした。これで10月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条
の規定によりここに署名する。

議 長 　松田 榮義
署名委員 中江 彰
署名委員 藤岡 秀信